

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月12日

支出負担行為担当官

鳥取地方法務局長 北村徹

1 一般競争に付する事項

(1) 件名

鳥取地方法務局米子支局LED照明供給及び照明器具取替工事

(2) 内容

本工事は、事務用庁舎の既存照明器具を撤去し、新たにLED照明器具を設置するものである。

(3) 仕様・数量等

特記仕様書の記載による。

(4) 履行場所

特記仕様書の記載による。

(5) 工期

令和8年8月31日（月）まで

(6) 入札方法

本件入札手続は、入札参加申請手続及び入札手続等を電子調達システム（調達ポータル（<https://www.geps.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において以下「紙入札方式」という。）ができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 本工事の業種区分である電気工事において、法務省の令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査における電気工事に係る等級が、C以上的一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（詳細は入札説明書5(4)参照）。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。
- (8) 対象工事に応じた主任技術者を配置できること。

3 入札手続等

- (1) 連絡先

〒680-0011 鳥取県鳥取市東町二丁目302番地

鳥取第二地方合同庁舎

鳥取地方法務局会計課施設係（担当：木曾）

電話 0857-22-2160（直通）

メールアドレス kaikei_tottori_moj_bal@moj.go.jp

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

令和8年2月12日（木）から令和8年3月11日（水）まで

イ 入手方法

入札説明書等（入札説明書別冊の図面を除く）は、上記(1)にて交付又は電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.geps.go.jp/>））からダウンロードできる。

なお、入札説明書等の郵送又はメールによる交付を希望する場合は、上記(1)の連絡先に電話で依頼すること。

(3) 申請書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和8年2月13日（金）から同月24日（火）までの休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時00分まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムによる。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

イ 開札

(ア) 開札の日時

令和8年3月13日（金）午前10時00分

(イ) 開札の場所

鳥取市東町二丁目302番地 鳥取第二地方合同庁舎
鳥取地方法務局3階専用会議室

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

納付しなければならない（保管金の取扱店 日本銀行鳥取代理店（山陰合同銀行鳥取営業部））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店日本銀行鳥取代理店（山陰合同銀行鳥取営業部））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の100分の10とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無し

(7) 契約書作成の要否

必要

- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無し
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 3(1)に同じ
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は入札説明書による。

以上